

各都道府県介護保険担当課 御中

# 介護保険最新情報

vol. 14

平成11年10月7日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡  
平成11年10月7日

各都道府県介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室

指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者  
の指定に係る社団法人の定款変更の確認について

「医師会等の社団法人」及び「医師会等の社団法人以外の社団法人」（以下単に「社団法人」という。）が指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする場合における定款変更の取扱いについては、7月7日付けの事務連絡（別紙参照）により、社団法人が次回社員総会の予定等から当該指定の申請時まで定款変更を行うことが困難である場合においては、当該事業の実施までに対応することとしても差し支えないこととする旨お知らせしたところです。

これらの事務連絡に基づき、後に定款変更を行うことを前提として準備指定を受けた社団法人（以下「定款未変更社団法人」という。）については、その後適切に定款変更がなされたか否かの確認を行うことが必要となりますが、その確認に関する事務処理方針については、下記のとおりといたしますので、貴職におかれましては内容に十分御留意いただくようお願いいたします。

記

1. 定款未変更社団法人について準備指定を行う際、当該法人が定款の変更を行ったときは、速やかに、当該変更した定款を都道府県担当者に提出するよう指導すること。また、都道府県担当者は、当該法人から提出を受けた定款に基づき、定款上の事業の位置付けを確認すること。
2. 1. の確認は、介護保険法の施行後、原則として3か月の間に行うこととし、その期間内に変更した定款の提出があった定款未変更社団法人については、指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定を取消す取扱いとしないこと。

事務連絡

平成11年7月7日

各都道府県介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省老人保健福祉局

介護保険制度施行準備室

指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定に係る  
医師会等の社団法人以外の社団法人の定款変更の取扱いについて

本日、別添の事務連絡により、医師会等の社団法人が指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする場合の定款変更の取扱いについて御連絡したところですが、医師会等の社団法人以外の社団法人が指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする場合における定款変更の取扱いについても、次回社員総会の予定等から当該指定の申請時まで定款変更を行うことが困難である場合においては、当該事業の実施までに対応することとしても差し支えないことといたします。

貴職におかれましては、定款変更又は社員総会の決議がなされていない社団法人が、指定居宅サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする場合においても、同法人の定款が変更されていないこと又は社員総会の決議がなされていないことをもって、申請を受理しないという取扱いを行わないよう、御留意願います。

事務連絡

平成11年7月7日

各都道府県衛生主管部（局）医務主管課担当官  
介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省健康政策局総務課

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室

来年4月の介護保険法の施行を控え、居宅介護支援事業等の事業者の指定が始まっているところではありますが、医師会・歯科医師会等同一の国家資格を有する者を構成員とする社団法人（以下「医師会等の社団法人」という。）が、居宅サービス等を行う場合の定款の取扱いについて、下記の事項に十分留意されますようお願い申し上げます。

記

1. 医師会等の社団法人が、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に基づく「居宅サービス」、同条第18項に基づく「居宅介護支援」及び同条第20項に基づく施設サービスを事業として行う場合においては、それぞれ現行の定款に規定されている事業に含めて解釈することが困難であり、当該事業を定款において新たな事業として追加することが必要な場合もあるものと考えられるが、こうした場合であって、次回社員総会の予定等から指定事業者の申請時までには当該定款変更を行うことが困難な場合においては、当該事業の実施までに対応することとしても差し支えないこと。
2. 医務主管部局担当官においては、平成10年1月30日付けの厚生省健康政策局総務課長課長から貴課課長宛の内翰については、引き続きご留意いただきたいこと。